

発行所

株式会社FPシミュレーション

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel :06-6209-7678

編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax :06-6209-8145

## ⇨ 役員に対する歩合給

**Q** : 当社は、役員に対して、通常業務にかかる部分は固定給を、そして売上にかかる部分は歩合給を支給しています。役員給与の改正があったようですが、このままで問題ないですか？

**A** : 歩合給の給与は、損金に算入することが認められなくなります。

### 【解説】

役員に対する歩合給や能率給は、従来は一定の要件の下損金算入が認められていましたが、平成18年度の税制改正によって損金算入することができなくなりました。

したがって、平成18年4月以後開始事業年度からは役員に対する歩合給や能率給等は損金に算入することができないのですが、従前の取扱いを考慮して、平成18年4月1日以後最初に開始する事業年度において支給した歩合給及びその最初に開始する事業年度の翌事業年度に係る会計期間3月経過日までに行われる役員給与の改定までの間に支給した歩合給は、それぞれ定期定額給与として取り扱ってよいとする取扱いがなされています。

なお、これは、給与体系の見直しに相応の期間を要することや役員給与規程等の改定期間は一般に定時株主総会の時であることを考慮して、それまでの間については歩合給を支給していても定期同額給与とするという経過措置ですので、注意しておいてください。

